

第5 東京都教職員研修センター運営協議会

(1) 目的

東京都教育庁各部及び区市町村教育委員会との連携を図り、東京都教職員研修センターの研修・研究事業について検討・協議し、その円滑な実施と改善・充実に資する。

(2) 所掌事項

ア 東京都教職員研修センターにおける教員等の研修・研究の基本的な方針及び事業の実施に関すること。

イ その他、必要な事項

(3) 構成

東京都区市町村教育委員会、東京都公立学校、東京都教育庁、東京都教職員研修センターの関係者及び外部有識者

(4) 専門部会

運営協議会にて検討した事項及びその他委員長からの指示を受け、東京都教育庁、東京都学校経営支援センター及び東京都教職員研修センターの関係者をもって構成する専門部会を置く。